

別表第一〔第一条・備考関係〕

業 種 の 区 分		敷地面積に対する生産施設の面積の割合
第1種	化学肥料製造業のうちアンモニア製造業及び尿素製造業、石油精製業、コークス製造業並びにボイラ・原動機製造業	100分の30
第2種	製材業・木製品製造業（一般製材業を除く。）、造作材・合板・建築用組立材料製造業（繊維板製造業を除く。）及び非鉄金属鑄物製造業	100分の35
第3種	一般製材業及び伸鉄業	100分の40
第4種	窯業・土石製品製造業（板ガラス製造業、陶磁器・同関連製品製造業、ほうろう鉄器製造業、七宝製品製造業及び人造宝石製造業を除く。）、農業用機械製造業（農業用器具製造業を除く。）及び繊維機械製造業	100分の45
第5種	網管製造業及び電気供給業	100分の50
第6種	でんぷん製造業、冷間ロール成型形網製造業、建設機械・鉱山機械製造業及び冷凍機・温湿調整装置製造業	100分の55
第7種	石油製品・石炭製品製造業（石油精製業及びコークス製造業を除く。）及び高炉による製鉄業	100分の60
第8種	その他の製造業、ガス供給業及び熱供給業	100分の65